

○ 国語科の移行措置はどのようになっているか。

- 移行措置における取扱いについては、平成20年6月文部科学省通知により、以下のようになっている。

- ・ 新中学校学習指導要領によることもできるものとする。

現行学習指導要領による場合には、平成23年度の第1学年の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第2章第1節第2の[第1学年]の2[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項(1)イ(ア)]に規定する事項「音声の働きや仕組みについて関心をもち、理解を深めること」を加えるものとする。